

京都市告示第443号

旧三井家下鴨別邸の指定管理者である京都市文化財公開施設運営管理事業受託コンソーシアムから、京都市無鄰菴等条例第4条ただし書の規定に基づき、旧三井家下鴨別邸の臨時開館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成30年12月3日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開館する日

平成31年1月2日（水）

2 開館の理由

正月三が日という機会をとらえ、多くの方々に施設を見学していただくため。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）